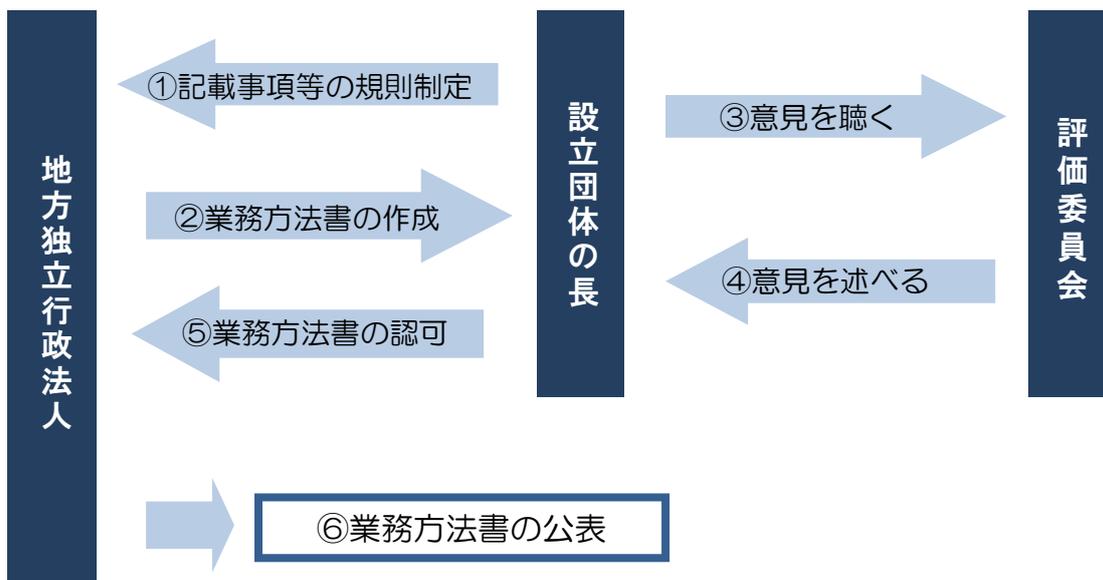


地方独立行政法人明石市立市民病院 業務方法書(案)について

1 業務方法書とは？

- (1) 業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこと。
- (2) 地方独立行政法人法により、業務開始の際、作成し、設立団体の長の認可をうけることが義務付けられている。

2 作成から認可までの手続き



- ①市長は、地方独立行政法人の業務運営に関する規則を制定する。
- ②地方独立行政法人は、規則に従って業務方法書を作成する。
- ③市長は、評価委員会に対し業務方法書に対する意見を聴く。
- ④評価委員会は、意見を述べる。
- ⑤市長は、業務方法書を認可する。
- ⑥地方独立行政法人は、業務方法書を公表する。

3 記載事項

< 設立団体の規則に定められた、業務方法書の記載事項 >

- ・ 法人の定款に規定する業務に関する事項
- ・ 業務を委託する場合の基準
- ・ 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- ・ その他法人の業務の執行に関して必要な事項

【参考】関係規定（抜粋）

地方独立行政法人法

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

地方独立行政法人明石市立市民病院定款

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第17条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

地方独立行政法人明石市立市民病院業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則（平成 年規則第 号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により明石市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人明石市立市民病院定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する地域支援
- (3) 医療に関する調査及び研究
- (4) 医療に関する従事者の研修
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成23年10月1日から施行する。